

福井県と日本郵便株式会社北陸支社との地域振興に関する連携協定書

福井県（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社北陸支社（以下「乙」という。）は、福井県内の地域振興のため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が連携協力することにより、郵便局ネットワークの活用を通じて、福井県内の地域振興および経済活性化に寄与することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、それぞれ次の事項について連携協力する。

- 一 人口減少対策に関すること
- 二 地域・経済の活性化に関すること
- 三 地域の未来を担う子どもの育成に関すること
- 四 安全で豊かな地域のくらしの実現に関すること
- 五 その他前条の目的を達成するための施策に関すること

2 甲および乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙協議の上、別に年間計画書を作成する。

（甲の役割）

第3条 甲は、乙の活動が円滑に進むよう必要な支援を行うものとする。また、本協定の趣旨に沿う乙と市町との連携に当たっては、助言等の支援を行うものとする。

（乙の役割）

第4条 乙は、県内の郵便局および社員に対して、この協定の内容等を周知するとともに、日常業務に支障のない範囲において、協力可能な体制の整備を行い、第2条第1項各号に定める事項に取り組むものとする。

（協定内容の変更）

第5条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。



（守秘義務）

第6条 甲および乙は、本協定の検討・実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示または提供してはならない。

2 甲および乙は、本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の義務を負うものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成30年3月31日までとし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれかからも書面による解除の申し出がない限り、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を継続するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

附則 従前より甲と乙との間で締結している次の協定については、本協定締結後も引き続き効力を有するものとする。

- 一 道路・河川・土砂災害等情報提供に係る協定
- 二 子ども見守り活動に関する協定

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年2月26日

甲 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県知事

乙 石川県金沢市上堤町1番15号
日本郵便株式会社
北陸支社長